

北の縄文 CLUB 規約

(平成 12 年 4 月 22 日改正)

(目的)

第 1 条 本会は、豊かな自然と共に生きた縄文の精神と文化を学び、北の縄文文化を広く普及することを目的とし、その目的を遂行するため、研究活動などの事業を行う。

(名称及び事務局)

第 2 条 本会は、北の縄文 CLUB (以下「縄文 CLUB」という。) と称し、事務局を南茅部町埋蔵文化財調査事務所に置くものとする。

(入会の資格)

第 3 条 会員は、第 1 条に規定する目的に賛同する一般会員及び賛助会員とし、広く一般から求めるものとする。

(入会及び脱会)

第 4 条 前条に規定する資格を有した者から入会の申し出があり、会長が承認したときに入会したものとする。

2 会員が次の事由に該当したときは、当該年度末日をもって退会したものとする。

- ① 会員の要件を欠いたとき
- ② 会員から退会の申し出があったとき
- ③ 2 年を越えて会費が未納の会員

(役員及び任期等)

第 5 条 縄文 CLUB の業務を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 2 名
- ③ 事務局長 1 名
- ④ 事務局 複数名
- ⑤ 会計 2 名
- ⑥ 監事 2 名

2 役員の外に若干名アドバイザーを置き、役員会及び事業等に関して諮問することができる。

3 役員は、総会で選出するものとする。ただし再任は妨げない。

- 4 役員の任期は、会計年度に準じて2年間とする。ただし、総会が終了するまではその任期が継続されるものとする。
- 5 補欠により、選出した役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第6条 縄文CLUB役員の職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 事務局は、本会の議決事項を執行するとともに、事業計画の立案、渉外事務など庶務全般を掌理する。
 - ① 事務局には事務局長を置くことができる。
- 5 会計は、本会の会計に関する業務を行う。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 顧問を置くことができる。

(会議)

第7条 縄文CLUBの会議は、次のとおりとし、会長が召集する。

- 2 総会は、会務・運営に関する決定承認機関であり会員をもって構成する。
 - ① 総会は、原則として年1回とし、会計年度終了後速やかに開催する。
 - ② 必要に応じて臨時会を開催することができる。
- 3 役員会は、会務の執行機関であり、役員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。
 - ① 会議は、出席者をもって成立する。ただし、議決権を他の出席会員に委任した場合は出席者とみなすものとする。
 - ② 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事業)

第8条 縄文CLUBの目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- ① 縄文の文化等を体験学習する事業
- ② 北の縄文文化の普及に関する事業
- ③ 講演・イベントに関する事業
- ④ その他、縄文に関する事業へ協力する事業

(会計)

第9条 縄文CLUBの会計は、年会費及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

- 2 特別会計を置くことができる。

(会費)

第10条 会費は、一般会員年2,500円を徴収する。

2 賛助会員は1口につき10,000円とする。

3 年度途中の入会者については、月割とせず、年会費として徴収する。

(縄文CLUBのロゴタイプ)

第11条 縄文CLUBのロゴタイプは、別表1のとおりとする。

(会計年度)

第12条 縄文CLUBの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要に応じ、別に役員会において定めることができるものとする。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行するものとし、第12条中「毎年4月1日」とあるのは、平成10年度に限り「4月12日」と読み替えるものとする。

別表1

